

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

通し番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>(略) 今回の料金値上げについては特に意見はございませんが、問題は予納口座への特許印紙による予納が出来なくなりそうな点です。印紙販売手数料が郵便局に支払われ、それが会計上問題との指摘を受けたらしいですが、●●発明協会は地元企業の特許印紙による予納のための特許印紙の販売手数料収入が本協会運営を支えています。他の県の協会も発明推進協会もそうだと思います。従いまして、これが無くなれば、協会の運営自体ができなくなり、数年先には本協会の解散も視野に入れざるを得なくなっています。特許印紙による予納は是非継続頂きたく、お願い申し上げます。</p>	<p>現状、予納の入金の特許印紙で行うこととされておりますが、印紙による予納は、利用者が郵便局等で多額の特許印紙を購入し、書面に貼り付け、特許庁に納付する必要があるため、利用者の特許庁双方に大きな事務負担があるといった課題がありました。加えて、令和2年初頭からの新型コロナウイルス感染症の拡大に起因し、予納制度をはじめとする特許関係手続をデジタル化する必要性が生じました。</p> <p>このため、特許庁では、特許印紙以外の入金手続による予納として、銀行振込による予納を可能とする法改正を行いました(特許法等の一部を改正する法律(令和3年法律第42号))。</p> <p>特許印紙による予納についても、引き続きご利用可能ですが、一定期間ののち(2年度後を想定)、特許印紙による予納から銀行振込による予納への一本化を想定しております。</p> <p>また、特許印紙自体が廃止されるわけではありませんので、窓口や郵送での特許印紙を利用した書面手続への特許印紙の利用について、変更はございません。</p>
2	<p>・特許年金に関して 初期年金は他国に比べて圧倒的に低かったので値上げは許容できるが、第10年目以降の年金は据え置き、もしくは一律ではなく累進にすることを再考頂きたい。当社は分野によっては10年目以降の保有も多い。20年保有した場合のトータル年金料は、他国に比べて安くはないため、これ以上の値上げは避けて頂きたい</p> <p>・PCT出願料金 日本語 他国に比べて安かったので値上げは許容できるが、倍額への値上げはインパクトが大きいため、もう少し値上げ幅を抑えて頂きたい</p> <p>・今回の値上げ幅を決定した根拠・考え方具体的に示して頂きたい 例えば特許庁歳入予想および今後の予算計画も明らかにして欲しい</p>	<p>特許料の各年毎の金額について、企業により権利の構成や活用の実態が異なり、値上げに対して様々な意見があるところ、産業構造審議会知的財産分科会に設置した財政点検小委員会での御審議では、累進率に基づいて設定するという現状の考え方を基本的に維持しながら、公平性の観点も考慮し全般的に引き上げることが適切とされました。</p> <p>平成26年度以降、特許特別会計は6年連続で赤字決算となり、財政状況が逼迫しております(※1)。こうした中、知財制度を安定的に運用する観点から、早期に財政基盤を安定させることが不可欠であり、歳出の徹底的な見直しに加え、今般、料金体系の見直しによる歳入増を行う必要があると判断いたしました。また、2020年10月から5回にわたり産業構造審議会知的財産分科会に設置した基本問題小委員会において、財政状況を含めて御審議いただいた結果、審査の迅速性や品質、ユーザーの利便性を引き続き確保することを前提として、引き続きの歳出削減によってもなお不足する部分については、必要最低限の料金体系の見直しにより歳入を確保することが必要と取りまとめられています(※2)。そして、財政点検小委員会での御審議では、400億円程度の剰余金を当面確保できるような値上げを行った上で、2030年代半ばまでに必要な投資経費が確保できるか推移を見ることが妥当とされました(※3)。</p> <p>さらに、特許制度の利用者である、日本弁理士会や日本商工会議所等の団体の他、特許出願の約4割を占める出願上位100社を含む個別企業に対しても説明、意見聴取を実施し、料金見直しについての具体的なニーズを確認して参りました。</p> <p>今回の料金見直しの案は以上を踏まえて決定したものです。</p> <p>国際特許出願(PCT)については、国際展開を支援するという観点から、料金を低額に抑えていたところ、近年のPCTの出願増を受けて赤字の幅が大幅に拡大し、料金で実費の3割程度しか賄うことができていない状況です(※4)。その中で、財政点検小委員会において、諸外国の料金にも鑑みて、収支状況を踏まえた必要額に値上げをしていく方向で検討することが示されました(※3)。このことを踏まえながらも、今回の料金見直しの案では、急激な変動とならないよう値上げ幅を抑え、実費の7割程度を賄う水準としております。</p> <p>料金案の各金額については、財政点検小委員会での御審議及び制度利用者との意見交換を踏まえ、料金見直しの案を決定いたしました。具体的な各金額の根拠について、特許料については、10年目以降の金額を米国を上回らない水準として4000円値上げし、各年の区分についての累進率を2.4といたしました。商標関係料金については、今回の法改正(特許法等の一部を改正する法律(令和3年法律第42号))の際に中小企業や個人による出願割合が高いことを踏まえて法定上限の値上げ幅を抑えたことから、登録料と更新登録料について法改正後の法定上限とし、他の関係料金もあわせて値上げしております。ただし、登録料と更新登録料の分納の金額については、分納の利用率が低い水準に留まっていることから、改定案の登録料(更新登録料)に5年間の物価上昇率を加味して算出いたしました。PCT関係料金については、送付手数料・調査手数料(日本語)について、実費の7割程度を賄う水準とし、送付手数料・調査手数料(英語)は実費の75%としました。送付手数料は、実費にあわせた金額とし、予備審査手数料(日本語・英語)は実費の75%としました。追加手数料については、いずれも法定上限と同額としています。</p> <p>上記の料金案のとおり改正を行った場合、年間150億円程度の歳入増となると見込んでおり、これは、財政点検小委員会での御審議における、400億円程度の剰余金を当面確保できるような値上げにあたります(※3)。</p> <p>※1 産業構造審議会知的財産分科会財政点検小委員会 第1回配付資料1 P.10          ※2 産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会「ウィズコロナ/ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方—とりまとめ—」          ※3 産業構造審議会知的財産分科会財政点検小委員会 第2回議事録          ※4 産業構造審議会知的財産分科会財政点検小委員会 第1回配付資料1 P.14</p>

<p>ベンチャー企業を営んでいます。特許は弊社の生き残りに必須なりソースなので、特許庁料金に強い関心を持っています。減免措置その他の施策から恩恵を得ており、たいへんに感謝しております。資料を拝見する限り、今回の値上げも致し方ないものと堪忍しております。特許庁サイトの「お知らせ」にあるように、値上げの理由に「審査の質やスピードの維持と向上」を掲げるのであれば、しっかりと、確実に、実行して頂きたい。先行技術文献の理解不足や技術常識の認識不足に基づく拒絶理由通知の発行が多く見受けられます。審査官並びに審判官が十分に先行技術文献の内容を理解し技術常識を把握していれば不要であったと思われれます。特許庁料金は発生しないとはいえ、企業ではその対応に時間や労力、弁理士費用の負担が生じます。減免分を上回る多大な費用です。本来であれば不要なはず。特許は国策です。ベンチャー企業の成長は必ず国力の向上に繋がります。雇用は増えます。税収は増えます。歳入が足りないなら、税金の投入も検討しながらベンチャー企業を支援して頂ければ幸いです。ただし、特許は「事業」を守るものです。技術偏重では事業は成長しません。広く「事業」を守る視点からベンチャー企業を支援して頂けると幸いです。小さなベンチャー企業にとって特許庁手数料の値上げは死活問題に直結します。</p>	<p>特許特別会計の財政悪化の背景として、中国をはじめ海外の特許文献の急増や技術の複雑化等により審査負担が増加していることがあり、徹底した歳出削減に取り組みつつも、審査環境の複雑化への対応やデジタル化の推進等に必要投資を適時適切に実施すべく、値上げをお願いさせていただいております。審査の質やスピードの維持、向上を図り、適切に権利が設定、活用されるよう、審査体制と施策の充実に取り組んでまいります。</p> <p>特許特別会計は、工業所有権の事務に係る経理を明確にするために昭和59年に設置されたものであり、特許料等の料金収入を主たる財源として運営されています。主たる歳出は、特許や商標といった工業所有権各制度の出願、審査、登録等の制度運営に係る経費であり、その費用は、一義的には受益者である出願人等が負担すべきものであるため、広く国民が負担する税財源（一般会計）による負担はなまじないと考えております。他方、知的財産政策は政府の重要課題であり、「知的財産推進計画2021」の下、内閣府知的財産戦略推進事務局を筆頭に関係省庁が一体となって取り組んでおり、一般会計による中小企業・ベンチャー企業等に対する施策も多く組み込まれています。その中で、特許庁も、工業所有権の制度実施庁として、引き続き中小企業・ベンチャー企業支援策を含めた知的財産政策に貢献していく所存です。</p>
<p>手数料の上げ方が極端すぎるように思えます。一度に1.5倍？2倍という上昇幅は常識から逸脱しており、最終的に1.5倍？2倍を目指すにしても一回の上昇幅は数%に留めるべきと考えます。出願人サイドが対応できませんし、公平性の観点から手続き時期によって大きな差があってははいけないと考えます。</p> <p>手数料見直しは赤字が原因のようですが、歳出削減への取り組みが不十分ということはありませんか？昨年、特許庁内の図書室を利用しましたが、図書室内の資料をコピーするだけなのに何枚も手書きの伝票を書いて複数の窓口を回る必要があり、コピーを取る作業はそれ専門のような方がいらっしゃって驚きました。</p> <p>ザルのような減免制度も見直すべきです。支援は本来必要としている方に届くべきで、実体は大企業なのに本体が小さいから減免対象となる企業や、実体がよくわからない海外企業（特に中国企業）が好き勝手に利用する制度であってははいけません。</p>	<p>平成26年度以降、特許特別会計は6年連続で赤字決算となり、財政状況が逼迫しております（※1）。こうした中、知財制度を安定的に運用する観点から、早期に財政基盤を安定させることが不可欠であり、歳出の徹底的な見直しに加え、今般、料金体系の見直しによる歳入増を行う必要があると判断いたしました。また、2020年10月から5回にわたり産業構造審議会知的財産分科会に設置した基本問題小委員会において、財政状況を含めて御審議いただいた結果、審査の迅速性や品質、ユーザーの利便性を引き続き確保することを前提として、引き続きの歳出削減によってもなお不足する部分については、必要最低限の料金体系の見直しにより歳入を確保することが必要と取りまとめられています（※2）。そして、産業構造審議会知的財産分科会に設置した財政点検小委員会での御審議では、400億円程度の剰余金を当面確保できるような値上げを行った上で、2030年代半ばまでに必要な投資経費が確保できるか推移を見ることが妥当とされました（※3）。さらに、特許制度の利用者である、日本弁理士会や日本商工会議所等の団体の他、特許出願の約4割を占める出願上位100社を含む個別企業に対しても説明、意見聴取を実施し、料金見直しについての具体的なニーズを確認して参りました。今回の料金見直しの案は以上を踏まえて決定したものです。</p> <p>歳出削減につきましては、これまでも予算の執行段階で節約に努めて参りましたが、令和3年度予算では、聖域なく歳出削減を徹底し、対前年度で87億円、5.3%の歳出予算削減を行いました。具体的には、①特許審査における先行技術文献調査の外注費など審査関係経費の必要性を精査し、31億円削減、②情報システム予算について運用サポート体制の見直し等を行い、12億円削減、③独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）における事業の必要性を精査し、交付金を11億円削減、等の取組を行いました。このほか、今回の法改正（特許法等の一部を改正する法律（令和3年法律第42号））による特許印紙による予納の廃止に伴い、印紙の手数料約30億円が節約できるものと想定しております。今後、特許庁としては、歳出の削減、節約にむけた不断の努力を続けるとともに、財政点検小委員会により、外部有識者による財政状況の定期的な点検や、情報開示の充実を図ってまいります。また、ご指摘の特許庁図書室の利用を含めて、効率的かつ利用者にとって利便性の高い特許行政サービスを提供できるよう、引き続き努めてまいります。</p> <p>中小企業等による特許出願への減免制度について、一部の中小企業が、大企業の平均をも上回る多くの審査請求を行い、その全件が審査請求料軽減の対象となっている等といった利用実態が見られています。これらの利用は適法に行われているものではありませんが、中小企業等の特許出願を支援する制度趣旨に沿ったものとは言え難く、収支相償の特許特会における負担の公平性等の観点からも課題があると認識しております。このため、基本問題小委員会等での議論も踏まえ、今般、特許料等の減免措置の具体的な要件を規定する政令については、年間の適用件数に上限を設ける等の減免措置の見直しを検討しております。</p> <p>※1 産業構造審議会知的財産分科会財政点検小委員会 第1回配付資料1 P.10  ※2 産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方—とりまとめ—」  ※3 産業構造審議会知的財産分科会財政点検小委員会 第2回議事録</p>

5	<p>(1) 国際出願関係手数料の改定(値上げ)について 技術移転活動において、グローバルな(米国、欧州、中国他)出願・特許権の保有は重要な要件となっております。(中略) 国際出願関係手数料が2倍に引き上げられますと、PCT国際出願の件数を絞らざるを得ません。一方、パリ条約を利用して外国出願する場合は、PCT国際出願に比べて出願国の判断を早期に行う必要があるため、アーリーシーズのような日本出願時に事業化が不透明な発明の場合は、本来出願すべきであった国への出願が難しくなり、外国出願自体が減少することも考えられます。 また、それにより、技術移転の機会損失、技術移転収入の減少、知財活動予算の削減、特許等の出願・登録件数の減少と言った負のスパイラルに陥ることが懸念されます。 アカデミアの厳しい知財予算にご配慮いただき、国際出願関係手数料の減額措置をお願いします。</p> <p>(2) 特許料の改定(値上げ)について 弊学の技術移転活動(特許等を起点とした共同研究、ライセンス契約、ベンチャー起業等)を設定登録から6年を目途に推進しております。この間の特許料が値上げされますと、限られた知財予算の中、登録件数を絞れば技術移転の機会損失に繋がり、結果として技術移転収入の減少、知財活動予算の削減、特許等の出願・登録件数の減少と言った負のスパイラルに陥ることが懸念されます。 アカデミアの厳しい知財予算にご配慮いただき、特許料(特に第1年から第6年)の減額措置をお願いします。</p>	<p>国際特許出願(PCT)については、国際展開を支援するという観点から、料金を低額に抑えていたところ、近年のPCTの出願増を受けて赤字の幅が大幅に拡大し、料金で実費の3割程度しか賄うことができていない状況です(※1)。その中で、産業構造審議会知的財産分科会の下に設置した財政点検小委員会において、諸外国の料金にも鑑みて、収支状況を踏まえた必要額に値上げをしていく方向で検討することが示されました(※2)。このことを踏まえながらも、今回の料金見直しの案では、急激な変動とならないよう値上げ幅を抑え、実費の7割程度を賄う水準としております。</p> <p>大学など試験研究機関の出願に対しては、現在、審査請求料及び10年目までの特許料について1/2とする軽減措置を講じており、2019年4月からは手続についても大幅に簡素化しております。特許関係料金は、収支相償の原則に基づき、特許行政に係る総経費を賄う必要があるため、減免措置を拡充する場合には、他の出願人等の負担を増やさざるを得ないところ、今般、特許特別会計の収支相償を維持するために料金値上げをお願いせざるを得ない中、減免措置の拡充には慎重な検討が必要と考えております。</p> <p>一方で、特許庁としては、権利の取得、活用、海外展開の各段階での支援を実施しており、イノベーションの促進につながる施策を引き続き検討して参ります。</p> <p>※1 産業構造審議会知的財産分科会財政点検小委員会 第1回付資料1 P.14 ※2 産業構造審議会知的財産分科会財政点検小委員会 第2回議事録</p>
6	<p>下記2項目について、意見を述べさせていただきます。</p> <p>1. 米国や中国企業がPCT出願を積極的に出願している中で、PCT出願の手数料を2倍に増額することは、日本企業がPCT出願を控えることになりかねず、国際競争力を削ぐことに繋がるのではと懸念しております。 よって、PCT出願手数料を増額を極力抑え、国内出願料等を増額することで調整いただく方が、特許庁が推進されようとしている日本企業の国際競争力強化の方向性に合致すると考えます。</p> <p>2. 料金改定案に理解は示しますが、社内で特許に係る予算を確保する上でも、出願件数を減らさないように調整する上でも、段階的に上げてもらえるよう配慮いただけるとありがたいです。</p>	<p>今回の料金改定では、出願への影響を最小限に抑えるため、出願料は原則として据え置くこととしましたが、国際特許出願(PCT)については、国際展開を支援するという観点から、料金を低額に抑えていたところ、近年のPCTの出願増を受けて赤字の幅が大幅に拡大し、料金で実費の3割程度しか賄うことができていない状況です(※1)。その中で、産業構造審議会知的財産分科会の下に設置した財政点検小委員会において、諸外国の料金にも鑑みて、収支状況を踏まえた必要額に値上げをしていく方向で検討することが示されました(※2)。このことを踏まえながらも、今回の料金見直しの案では、急激な変動とならないよう値上げ幅を抑え、実費の7割程度を賄う水準としております。</p> <p>平成26年度以降、特許特別会計は6年連続で赤字決算となり、財政状況が逼迫しております(※3)。こうした中、知財制度を安定的に運用する観点から、早期に財政基盤を安定させることが不可欠であり、歳入の徹底的な見直しに加え、今般、料金体系の見直しによる歳入増を行う必要があると判断いたしました。また、2020年10月から5回にわたり産業構造審議会知的財産分科会に設置した基本問題小委員会において、財政状況を含めて御審議いただいた結果、審査の迅速性や品質、ユーザーの利便性を引き続き確保することを前提として、引き続きの歳入削減によってもなお不足する部分については、必要最低限の料金体系の見直しにより歳入を確保することが必要と取りまとめられています(※4)。そして、財政点検小委員会での御審議では、400億円程度の剰余金を当面確保できるような値上げを行った上で、2030年代半ばまでに必要な投資経費が確保できるか推移を見ることが妥当とされました(※2)。さらに、特許制度の利用者である、日本弁理士会や日本商工会議所等の団体の他、特許出願の約4割を占める出願上位100社を含む個別企業に対しても説明、意見聴取を実施し、料金見直しについての具体的なニーズを確認して参りました。</p> <p>今回の料金見直しの案は以上を踏まえて決定したものであり、予算策定などの関係から早期に改定後の料金に関する情報を公開することを希望する要望もいただいたため、今般、早い時期でのパブリックコメントを実施させていただきました。</p> <p>なお、今般の法改正(特許法等の一部を改正する法律(令和3年法律第42号))では、法律で具体的な料金を規定してきた特許料及び登録料についても法律で定める上限額の範囲で政令により変更可能されており、将来、財政状況が改善した場合には、料金の引下げ等を機動的に行うことを想定しております。</p> <p>※1 産業構造審議会知的財産分科会財政点検小委員会 第1回付資料1 P.14 ※2 産業構造審議会知的財産分科会財政点検小委員会 第2回議事録 ※3 産業構造審議会知的財産分科会財政点検小委員会 第1回付資料1 P.10 ※4 産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会「ウィズコロナ/ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方—とりまとめ—」</p>

<p>7 先の特許法等の一部改正案の成立を受け、特許料をはじめとする産業財産権関係料金の見直しがなされることとなり、今般、その具体的な料金改定案が提示された。同改正案の策定にあたり、産業構造審議会の「基本問題小委員会」「財政点検小委員会」において、産業界委員も含めるかたちで議論がなされてきたことは評価できる。但し、今次、料金改定をせざるをえなくなった理由が、特許特別会計の急激かつ大幅な悪化にあることは、あらためて確認しておきたい。特許庁資料によると、2014年度以降赤字決算を続け、剰余金を2019年度決算まで1,262億円減少させている。その間、この問題に対して、経費節減等を含む有効な対策が行われてこなかったことは、民間企業の感覚から言えば考えられない。</p> <p>特許特別会計の現状に鑑みれば、今回の料金改定は基本的には、やむをえないと考えるが、こうした事態を招いた原因を究明するとともに関係者の責任を明らかにした上、講ずべき対策を速やかに実施することが前提である。また、今後の安易な値上げを回避するため、産業界委員の入った「財政点検小委員会」による継続的なチェックが期待されるが、同小委員会が有効に機能しない場合には、常設の監視機構の設置が必須である。こうした急速な財政悪化のなかにありながら、近年の特許行政には、わが国の産業競争力強化の視点に乏しい施策を、産業界の意見を十分採り入れないまま強行しようとする姿勢が強かったことにも、この機会に遺憾の意を表しておきたい。</p> <p>現在の特許庁は、産業界との信頼関係の構築に尽力されていると理解している。今次の料金改定を契機に、わが国の特許法等の知財権法のあり方について、産業界との率直かつ建設的な対話の機会を増やすことも強く期待したい。</p>	<p>平成16年(2004年)に開始したシステム刷新計画が平成24年(2012年)に中断し、システム刷新のための歳出が行われないうち、特別会計の剰余金の増大を抑制するため、平成20年(2008年)以降、3度にわたり料金の引下げを行ってまいりました。他方で、①アスベスト対策のための庁舎改修が必要となったこと、②中国等の特許文献の急増による外注経費等の審査コストが増大したこと、③累次の制度改正に伴い、システム刷新経費が増加したこと等、想定していない支出が増加したことも事実です。加えて、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、一層のデジタル化の推進など、新たな投資が必要となっております。</p> <p>上記の背景も踏まえ、今後は、徹底した歳出削減を継続するとともに、産業構造審議会知的財産分科会の下に設置した財政点検小委員会において、産業界からも点検の中立性を維持する観点から、委員ではなく、引き続きオブザーバーとして審議にご参加いただき、特許特会の運営状況について情報開示の充実や第三者による定期的な点検を行うことで、財政運営の一層の安定化に努めてまいります。</p> <p>さらに、今般の料金見直しの案の決定にあたっては、特許制度の利用者である、経団連や日本知的財産協会等の団体の他、特許出願の約4割を占める出願上位100社を含む個別企業に対しても説明、意見聴取を行ってきたように、今後も、積極的な意見交換を行ってまいります。</p>
<p>1. 料金に対する意見</p> <p>8年前に2200億円弱だった貴庁の剰余金が本年度は300億円弱と激減しており、同じ時期から特許部門の歳出超過傾向が続いている。そのため、今回の料金改定は、貴庁の財政状況を改善させるために致し方ない料金改定と理解する。</p> <p>第1回財政点検小委員会の資料の11～14ページを見ると、出願・審査は、歳入が歳入を大きく超過している。その状況下で、PCT以外の出願・審査は料金を据え置いている点は、出願を奨励する政策として支持する。</p> <p>歳出超過が拡大している国際出願関係手数料を上げることは、仕方ないと理解する。PCTの国際出願関係手数料を上げる場合、国際調査と日本国内の審査請求の合計として上がることは仕方ないと理解するが、</p> <p>①日本国特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願が国内移行したときの審査請求料は、減額すべきと考える。</p> <p>②先に審査された国内出願の審査結果を利用できるときの国際調査手数料の減額を、現状よりも減額すべきと考える。</p> <p>なお、商標部門では、過去10年に渡り歳入が歳出を上回っており、商標部門単独で言えば、値上げの必要性はない状況にある。商標部門の料金体系については、例えば不使用商標の整理につながる料金体系の検討など、制度の充実も考慮した検討をしていただくことを希望する。</p>	<p>国際特許出願(PCT)については、国際展開を支援するという観点から、料金を低額に抑えていたところ、近年のPCTの出願増を受けて赤字の幅が大幅に拡大し、料金で実費の3割程度しか賅うことができていない状況です(※1)。その中で、産業構造審議会知的財産分科会の下に設置した財政点検小委員会において、諸外国の料金にも鑑みて、収支状況を踏まえた必要額に値上げをしていく方向で検討することが示されました(※2)。このことを踏まえながらも、今回の料金見直しの案では、急激な変動とならないよう値上げ幅を抑え、実費の7割程度を賅う水準としております。また、国内出願を優先権主張の基礎とせず、さらに日本国にも国内移行していないものは非常に少数であることから、国内移行を促すために料金変更を行う等の必要性は低く、国内移行後の審査請求料は減額せずにPCT手数料を最低限値上げすることいたしました。</p> <p>また、先の出願の審査の結果等の相当部分を利用できる場合の返還額については、省令に規定されていることから、今後具体的な金額設定について検討してまいります。</p> <p>近年商標出願は増加傾向にあり、審査処理にむけて、審査官の増員や外注の活用など、審査の迅速化に向けたさらなる対応が必要な状況となっております。また、制度利用者からは、中小企業や個人にとってより利便性の高い出願支援ツールの整備等のニーズも寄せられているところであり、出願増加に応じた審査体制を整備し、利用者のニーズに応えるため、経費の増加が見込まれております。このため、登録料・更新登録料については、歳入に占める商標関係収入の割合に応じた歳入増となるよう、平成28年(2016年)に引き下げた額の半分を値戻した水準に値上げした料金案としております。</p> <p>なお、登録料と更新登録料の分納の金額については、分納の利用を促進し、不使用商標の整理につなげるため、改定案の登録料(更新登録料)よりも値上げ幅を抑制して算出いたしました。</p> <p>※1 産業構造審議会知的財産分科会財政点検小委員会 第1回付資料1 P.14  ※2 産業構造審議会知的財産分科会財政点検小委員会 第2回議事録</p>

<p>2. 料金の見直しに伴う「歳出の徹底的な見直し」への意見 この料金改定に際しての「歳出の徹底的な見直し」として、以下の項目の実行をしていただくことを要望する。</p> <p>(1) 動向の注視 第1回財政点検小委員会の資料の11～14ページを見ると、出願・審査での歳出超過を年金で補う構造とすることが提案されている。すなわち、貴庁の財政は、出願奨励の効果によって出願数が増えると同時に赤字が増えるが、その結果として登録数が増えることで、いずれは黒字となる構造である。料金改定後は、出願数・審査請求の割合、登録率、登録数、登録年数の動向を注視していただき、出願件数が減少することがないような施策を実施いただくことを期待する。</p> <p>(2) 歳出の固定費 第2回財政点検小委員会の資料の4ページを見ると、貴庁の歳出は固定費の割合が極めて高い構造である。一般的な固定費が多いビジネスでは、(販売)数を増やすことが利益を出す前提である。貴庁の財政に当てはめると、出願数ではなく登録数が増えることが重要な提案であると見受けられる。登録数の増加には時間がかかるため、それまでの間は、固定費の削減が「歳出の徹底的な見直し」の最重要課題である。固定費には、変動費(特に出願・審査の歳出)を抑えるための固定費と変動費とは関係ない固定費があるため、これらを区別して対応すべきと考える。 変動費を抑えるための固定費に対しては、変動費を抑えている効果をしっかり検証することを期待する。例えば、情報システムの導入の可否と、導入の優先順位と費用対効果について検証いただくことが重要であると考えます。 変動費とは関係ない固定費は、一層の削減を期待する。特に、審査等には関係のない事業の費用も含まれているので、そのような費用の抜本的な見直しを期待する。例えば、INPIT運営費交付金は、変動費とは関係ない固定費の中で大きな割合を占めている。特許情報を公開する事業(J-PlatPatなど)は維持すべきだと考えるが、教育や中小企業支援・制度普及事業はINPIT以外でも実施可能な事業であり、実際、外部の団体においても実施していることから、特許特別会計の枠外で同様な事業を実施できるようにする代替策を早期に検討していただくか、または赤字を解消するまで、縮小していただく等して、特許特別会計からの支出については大幅に経費削減して、赤字を早期に解消していただくことが望ましい。</p>	<p>今回の料金改定では、出願への影響を最小限に抑えるため、主に特許料・登録料等の権利化後の料金を見直すこととしており、引き続き出願数等の動向を注視し、必要な施策を検討してまいります。</p> <p>歳出削減につきましては、これまで予算の執行段階で節約に努めて参りましたが、令和3年度予算では、聖域なく歳出削減を徹底し、対前年度で87億円、5.3%の歳出予算削減を行いました。具体的には、①特許審査における先行技術文献調査の外注費など審査関係経費の必要性を精査し、31億円削減、②情報システム予算について運用サポート体制の見直し等を行い、12億円削減、③独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)における事業の必要性を精査し、交付金を11億円削減、等の取組を行いました。このほか、今回の法改正(特許法等の一部を改正する法律(令和3年法律第42号))による特許印紙による予納の廃止に伴い、印紙の手数料約30億円が節約できるものと想定しております。今後も、特許庁としては、歳出の削減・節約にむけた不断の努力を続けるとともに、産業構造審議会知的財産分科会の下に設置した財政点検小委員会により、外部有識者による財政状況の定期的な点検や、情報開示の充実を図ってまいります。</p>
<p>(3) 中小減免制度 第2回財政点検小委員会の資料の10ページを見ると、中小企業でありながら、1年間に1000件を超える審査請求を行っている企業がある。かなり規模の大きい大企業と同等の件数であり、本来保護されるべき中小企業以外の企業に減免制度が適用されている可能性もある。中小減免制度では、年間審査請求件数が一定数以上の会社を減免対象外とするルールの適用や、大企業に支配されていない条件の厳格化などについて、必要性も含めて至急検討していただきたい。 一方で、年間の出願件数が10件未満の中小企業が1万社を超えており、中小減免制度は、中小企業の出願マインド向上に貢献していると思われる。第2回財政点検小委員会の資料の46ページでは、「中小企業の負担増(試算)(2020年度調査)」(第2回、p46)が検討され、料金の値上げに伴い、1年間の知財活動費の上昇が約1.3%とされているが、知財活動費は、大企業では、「投資」として見られている一方で、中小企業では、「経費」として見られている傾向にあり、負担について重く捉えられる可能性がある。したがって、料金が高くなった場合に、多くの中小企業の出願マインド(意欲)が削がれることが懸念される。出願件数が少ない中小企業への「中小減免制度」の活用促進により、出願マインドの低下を抑え、出願件数が維持または増加するような施策を考えていただきたい。特にPCTの国際出願関係手数料は大幅に上がるため、PCTでの「中小減免制度」の活用促進施策を期待する。</p>	<p>中小企業等による特許出願への減免制度について、一部の中小企業が、大企業の平均をも上回る多くの審査請求を行い、その全件が審査請求料軽減の対象となっている等といった利用実態が見られています。これらの利用は適法に行われているものではありませんが、中小企業等の特許出願を支援する制度趣旨に沿ったものとはいえ、取支相償の特許特会における負担の公平性等の観点からも課題があると認識しております。このため、産業構造審議会知的財産分科会に設置された基本問題小委員会等での議論も踏まえ、今般、特許料等の減免措置の具体的な要件を規定する政令については、年間の適用件数に上限を設ける等の減免措置の見直しを検討しております。また、現在の制度においても、大企業に支配されている場合には原則として減免措置の対象外となっておりますので、要件を含めた情報を周知するとともに、適正な制度となるよう検討してまいります。</p> <p>また、中小企業等による減免制度の活用を促進すべく、引き続き情報の周知や必要な施策の検討を行ってまいります。</p>
<p>(4) 審判 第1回財政点検小委員会の資料の11～14ページを見ると、審判は、歳出超過となっている。審判は、第三者の知見を利用して審査の見直しを行うための制度である異議申立や、制度上生じてしまう不使用商標を取り消すための不使用取消審判のように、公益的な必要性または制度上の必要性から求められる審判と、無効審判のように当事者間の紛争を解決するための審判に区分される。公益的な必要性または制度上の必要性から求められる審判の料金は低く抑えながら、当事者同士の紛争を解決するための審判の適正な料金について検討してもよいのではないかと考える。</p>	<p>今般の料金見直しの案については、特許特別会計の財政状況が逼迫していることから、歳入増によって早期に財政基盤を安定させることを目的として、財政点検小委員会等での議論を踏まえ、必要最小限の値上げ幅となるよう決定いたしました。今回見直しを行わなかった手数料等については、財政点検小委員会での、外部有識者による財政状況の定期的な点検等を踏まえ、検討してまいります。</p>
<p>(5) 紙による手続き 商標の手続においては、マドプロ出願のように紙による手続もいくつか残っている。紙の書類の処理作業(例えば、マドプロ出願書類のデータ起こし)などの支出も予想される。出願代理人が保有する出願書類の電子データなどを貴庁に参考情報として提供することにより、紙書類の処理作業に関する貴庁の支出や時間を軽減できるのであれば、協力できると考える。</p>	<p>特許庁は、平成2年(1990年)に世界に先駆けて特許出願をデジタル化し、現在では、年間約310万件の申請のうち、約275万件が電子申請されています。一方、約800種の申請手続のうち、年間の申請件数が相対的に少ないものなど約500種の手続については、デジタル化されておられません。このため、3月に「特許庁における手続のデジタル化推進計画」を策定し、令和6年(2024年)3月までに、特許庁への産業財産権に関するすべての申請手続について、電子申請を可能とする方針を決定したところです。あわせて、特許庁から発送する書類についても、ユーザーからの要望が高い手続から優先的に検討し、デジタル化を実現してまいります。引き続き、電子申請の利用の促進について、ご協力いただけますようよろしくお願いいたします。</p>

<p>1. 国内関係の特許料金等(特許、実用新案、意匠、商標)の改定について (1)特許料金等の値上げをする前提として、歳出の徹底的な見直しは必須です。この点、今回の意見募集の告知(<a href="https://www.jpo.go.jp/news/public/iken/210716_ryokin_minaoshi.html">https://www.jpo.go.jp/news/public/iken/210716_ryokin_minaoshi.html</a>)の「1. 背景」に、「歳出の徹底的な見直しに取り組む」ことを宣言しております。この宣言が、形式的なものとならないよう、肝に銘じて努力していただくことを期待します。 (2)また、今般の値上げに際して、中小企業等に対する、いわゆる「一律半額制度」などの措置に影響があってはならず、むしろ、今般の値上げによって、特許庁の財務基盤が強化されるはずですので、この制度を拡充させることを検討すべきと考えます。 より具体的には、現行の一律半額制度が、11年目以降の特許料には及んでいないところ、これを11年目以降の特許料にまで適用拡大することを検討していただきたいと考えます。 中小企業にとっては、維持年金の額が高額化した10年目以降こそが支援の必要性の高いところであり、現在の一律半額制度ではカバーされていない11年目以降に関して新たな支援を設けることを検討すべきと考えます。</p> <p>2. 国際出願(特許、実用新案)関係手数料 改定案では、「送付手数料+調査手数料」(日本語)が8万円から16万円に倍増されます。この値上げは、他の費用項目の増額と比べて際立っており、海外展開を推進している、あるいは予定している中小企業には甚大な影響があります。 このため、中小企業に対する支援を強化する必要があり、たとえば、現行のPCT国際出願の軽減措置および国際出願促進交付金の制度をこれまで同様維持するだけでなく、値上げ分に相当する、あるいは値上げ分に対応する支援内容の充実化、積み増しを図る必要があると考えます。 何故なら、これまで国際出願関係手数料は、国際展開を促進・支援するために、あえて低額に抑えていた背景があると理解しておりますが、その国際展開自体が、中小企業に関しては、まだまだ十分でないと考えます。 たとえば、特許行政年次報告書2021年版によれば、中小企業の2019年の海外出願率は、17.6%であり、2015年の15.6%からわずかに上昇しているだけです。また、中小企業の2019年の海外出願率17.6%は、同じ年の大企業の海外出願率37.2%と比較して半分です。 また、大企業は、通常、複数の国際出願を行っている、今般の値上げに対して、たとえば、件数を絞ることで、値上げ分を吸収できますが、中小企業は、複数の国際出願をするところは少なく、件数を絞るという対策もできません。 また、知的財産推進計画2021にもある通り、「近年、標準化を含む知財戦略が、企業・産業の発展を左右する重要なファクターであるという認識は益々高まっており、その主導権を巡りグローバル企業の活動や諸外国の産業政策の動きが活発化している」ことは、周知のことであり、国際出願は中小企業にとってもグローバル化に向けた重要な手段であり、当該手数料の増加により、中小企業の活動にブレーキをかけることのないようお考えいただきたい。 特許庁としても、中小企業の外国出願支援を費用面で行っていただいておりますが、この支援の必要性は変わらないどころか、今般の国際関係手数料の大幅値上げに伴い、ますます重要になると考えます。</p>	<p>歳出削減につきましては、これまでも予算の執行段階で節約に努めて参りましたが、令和3年度予算では、聖域なく歳出削減を徹底し、対前年度で87億円、5.3%の歳出予算削減を行いました。具体的には、①特許審査における先行技術文献調査の外注費など審査関係経費の必要性を精査し、31億円削減、②情報システム予算について運用サポート体制の見直し等を行い、12億円削減、③独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)における事業の必要性を精査し、交付金を11億円削減、等の取組を行いました。このほか、今回の法改正(特許法等の一部を改正する法律(令和3年法律第42号))による特許印紙による予納の廃止に伴い、印紙の手数料約30億円が節約できるものと想定しております。今後も、特許庁としては、歳出の削減・節約にむけた不断の努力を続けるとともに、産業構造審議会知的財産分科会の下に設置した財政点検小委員会により、外部有識者による財政状況の定期的な点検や、情報開示の充実を図ってまいります。</p> <p>特許関係料金の減免制度は、平成31年(2019年)4月より、その対象者を大幅に拡充し、全ての中小企業を対象としています。具体的には、審査請求料及び10年目までの特許料について原則1/2にし、ベンチャー企業や小規模企業については1/3にする軽減措置を講じてまいりました。一方で、特許関係料金は、収支相償の原則に基づき、特許行政に係る総経費を賄う必要があるため、もし減免措置を拡充する場合には、他の出願人等の負担を増やさざるを得ません。よって、今般、料金値上げをお願いせざるを得ない中、中小企業の減免措置のみを拡充することは慎重な検討が必要と考えております。特許庁としては、権利の取得、活用、海外展開の各段階での中小企業に対する支援を継続し、イノベーションの促進につながる施策を引き続き検討して参ります。</p> <p>企業活動のグローバル化に伴い、外国において、技術などを第三者に権利化されてしまうリスクが高まっている中、中小企業の海外展開を後押しするために知財保護・活用の各段階における支援を実施することは重要であると考えております。 このため、特許庁としては、海外での権利取得の促進を図るため、出願手数料や翻訳費用など外国出願に要する費用を助成しております。さらに、外国において知財関係のトラブルに巻き込まれた場合における、シトロ等の海外事務所に駐在する知財専門家による助言や、海外知財訴訟に係る弁護士費用を賄う保険の加入に要する費用等の補助等の支援を実施しております。 今後も、特許庁としては、権利の取得、活用、海外展開の各段階での中小企業に対する支援を継続し、イノベーションの促進につながる施策を引き続き検討して参ります。</p>
<p>改定後の新料金は施行日以後になされた出願に係る特許権に適用するとの経過措置、または、改定後の新料金は特許査定送達の日が施行日以降の出願に係る特許権に適用するとの経過措置を設けるべきと考える。</p> <p>令和3年1月27日に開催された産業構造審議会知的財産分科会第5回基本問題小委員会において、それまでの基本問題小委員会での議論・資料等を踏まえた意見募集の結果が公表されている。その中のNo.36Iにおいて述べられた「現行料金の値上げを施策とすることについて反対」するとの趣旨の意見に対して、特許庁からは「歳入構造の見直しにおける具体的な方針の決定にあたっては、コロナ禍等の日本企業の置かれている状況や、料金改定による知財活動への影響を踏まえ、検討を進めて参ります。」との考え方が示された。しかしながら、本意見募集における政令案において、料金改定による我が国企業をはじめとするユーザーの知財活動への影響が十分に分析されているとは言い難い。 改定後の特許料については、他の主要国に比べ必ずしも高い水準ではないものの、一定程度引き上げることで、企業等による特許権の取得及び維持に係る負担が増加する。出願人は、従前の特許料を踏まえて、出願・審査請求・権利維持の要否を精査してきた。そのため、施行日以前になされた出願に係る特許権に対して新たな特許料を適用すると、ただでさえコロナ禍により業績悪化が生じたり、業績悪化を避けるべく内部努力を積み重ねてきたりしているところ、出願人・権利者の費用負担が急激に増大し、これまで精査してきた方針の見直しを余儀なくされ大きな不利益が生じる。特許庁を取り巻く環境の変化については一定の理解ができることから、短期間でのユーザーへの影響を抑えつつ、長期視点での歳入増加を図るべきである。従って、特許料の改定を緩やかに適用するため、改定後の料金は施行日以降の特許出願に係る特許権または査定送達の日が施行日以降の特許出願に係る特許権に限定することが望ましい。</p>	<p>平成26年度以降、特許特別会計は6年連続で赤字決算となり、財政状況が逼迫しております(※1)。こうした中、知財制度を安定的に運用する観点から、早期に財政基盤を安定させることが不可欠であり、歳出の徹底的な見直しに加え、今般、料金体系の見直しによる歳入増を行う必要があると判断いたしました。また、2020年10月から5回にわたり産業構造審議会知的財産分科会に設置した基本問題小委員会において、財政状況を含めて御審議いただいた結果、審査の迅速性や品質、ユーザーの利便性を引き続き確保することを前提として、引き続きの歳出削減によってもなお不足する部分については、必要最低限の料金体系の見直しにより歳入を確保することが必要と取りまとめられています(※2)。そして、産業構造審議会知的財産分科会に設置した財政点検小委員会での御審議では、400億円程度の剰余金を当面確保できるような値上げを行った上で、2030年代半ばまでに必要な投資経費が確保できるか推移を見るのが妥当とされました(※3)。さらに、特許制度の利用者である、日本弁理士会や日本商工会議所等の団体の他、特許出願の約4割を占める出願上位100社を含む個別企業に対しても説明、意見聴取を実施し、料金見直しについての具体的なニーズを確認して参りました。 今回の料金見直しの案は以上のとおり、早期に財政基盤を安定させる必要があることも踏まえ決定したものです。このため、中長期的な観点で必要最小限の値上げ幅に留めること、また、過去の料金改定において、経過措置は設けないことが原則であったことを踏まえ、今回の料金見直しにおいても経過措置は設けないことを予定しております。</p> <p>※1 産業構造審議会知的財産分科会財政点検小委員会 第1回配付資料 P.10 ※2 産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会「ウズコロナ/ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方—とりまとめ—」 ※3 産業構造審議会知的財産分科会財政点検小委員会 第2回議事録</p>

<p>・調査手数料/国際調査の追加手数料について、大学等のアカデミアの立場に鑑み、大学等がPCT出願する際に減免制度を適用可能とし、現行手数料の維持をお願いしたい。</p> <p>・PCT料金がそのまま値上げされると、大学等は、その値上げに対して追加の予算を確保できないことから、その値上げ分、虎の子のPCT出願件数が減ります。本法人の正会員(中略)の多数からそのような意見が提示されました。このようにPCT出願が減ることは、大学発イノベーション創出のグローバル展開への影響は大きく、大学発の研究成果の技術移転可能性やベンチャーの起業可能性を減じることに繋がります。それは結果として、特に新産業や新マーケット創出の側面で、日本の産業の発展可能性を減じることとなるでしょう。日本の現状を考えれば、それは産業政策として決して得策とは考えられません。</p> <p>・大学等は、自ら製品を製造して販売したり、新たなサービスを提供して商売することはありません。大学等は、イノベーション創出につながるような研究成果を創出し、それを基にPCT出願しますが、自ら使用することは基本的にありません。ここが企業と大学が大きく異なる点です。</p> <p>・2000年前後からの一連の法律改正で、大学は知の源泉として、その研究成果を社会に還元することになりました。その還元方法は、単に論文化して還元するのでは誰もが使えてしまいますので、特にグローバル競争を余儀なくされる現代において、有用な研究成果をPCT出願し、(1)その出願発明を産業界にライセンス又はそれを基に産業界と共同研究してその企業の海外事業展開の元を提供する方法、又はその出願を競争力の源泉として、(2)大学発ベンチャーを起業し、その後のM&amp;A等により国際的な活用確率を大きく上昇させることができます。</p> <p>・こうして、大学の研究成果は新マーケットの創出や新事業の開拓により、産業界の発展に繋がる斬新なものがあるとはいえ、基礎的なものが多く、その実用化には年月を要します。よって、実用化によって既存企業やベンチャー企業からライセンス収入が得られたとしても、それは遠い先のことであるほか、高額のPCT出願費用に回せるほどのものは多くありません。</p> <p>・そもそも、特許法の目的はその第1条にあるように、発明を奨励しもって産業の発展に寄与することです。当該目的に鑑みれば、特許制度で直接的に恩恵を受けるのは特許出願を基に自社の製品を守り抜く等で「発展した産業界」であって、大学等ではありません。</p> <p>・ついでには、特許制度維持のため、米国や欧州との比較に鑑み、PCT料金の値上げは必要としても、上述したように、PCT出願の値上げはPCT出願件数の減少を意味します。その減少は日本の産業界にとって大学発イノベーションの種が減少することに繋がることから、日本の経済産業の再興のためには、大学等に今まで以上のPCT料金負担を強いることは得策ではなく、是正が必須と考えます。</p> <p>・その是正の仕方は上述の意見のとおり、大学等のアカデミアに対して減免制度を適用可能とし、現行のPCT関連手数料を現行額で据え置くことであると思料します。</p>	<p>国際特許出願(PCT)については、国際展開を支援するという観点から、料金を低額に抑えていたところ、近年のPCTの出願増を受けて赤字の幅が大幅に拡大し、料金で実費の3割程度しか賄うことができていない状況です(※1)。その中で、産業構造審議会知的財産分科会の下に設置した財政点検小委員会において、諸外国の料金にも鑑み、収支状況を踏まえた必要額に値上げをしていく方向で検討することが示されました(※2)。このことを踏まえながらも、今回の料金見直しの案では、急激な変動とならないよう値上げ幅を抑え、実費の7割程度を賄う水準としております。</p> <p>なお、すでに大学など試験研究機関については、その特許権の取得を促すとともに、権利の実施や収益化までに一定の時間を要すること勘案し、審査請求料、第1年から10年までの特許料、国際出願関連手数料を2分の1とする軽減措置を講じております。</p> <p>さらに、特許庁としては、権利の取得、活用、海外展開の各段階での支援を実施しており、イノベーションの促進につながる施策を引き続き検討して参ります。</p> <p>※1 産業構造審議会知的財産分科会財政点検小委員会 第1回付資料1 P.14  ※2 産業構造審議会知的財産分科会財政点検小委員会 第2回議事録</p>
---	--